破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第７号
栃木県下都賀郡野木町大字佐川野467番地６、従前の住所栃木県栃木市沼和田町12番15号平和ハイツ306号室
債務者　髙田　克巳（旧姓生澤）
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堂場加奈子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７９号
埼玉県新座市野火止５丁目１番22号　アルテール新座103号室
債務者　三芳　温美
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　弘哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
大分市大字三芳649番地の４　アーク21―102
債務者　小林　敏男
１　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古庄　玄知
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１６７０号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番11―305号
債務者　中山　裕二
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５９号
神戸市北区君影町２丁目１番55―101号、前住所神戸市北区鈴蘭台北町６丁目15番８号
債務者　岩崎　忠一
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７号
福島県郡山市神明町17番15号
債務者　岡田　元一
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町田　敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
福島県郡山市神明町17番15号
債務者　岡田眞紀子
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町田　敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
鹿児島県鹿児島市上福元町6386番地５　太田アパート201号
債務者　濵田　祐一
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小関　正信
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５４号
兵庫県西宮市田代町10番23号、前住所兵庫県西宮市上大市２丁目１番10―206号
債務者　**荻**田　和正
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽我　智史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目159番地の12
債務者　藤井　好子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野村　剛司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目159番地の12、前住所大阪市西淀川区御幣島６丁目15番５号
債務者　藤井　国博
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野村　剛司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２７号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目82番地の１カサ・リベラ202号、前住所兵庫県尼崎市長洲中通１丁目７番２号
債務者　水畑　正二
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　持田　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２３号
長崎県長崎市西山台１丁目１番28―608号
債務者　荒木　泰子（旧姓園田）
１　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　精二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
さいたま市浦和区針ケ谷３―２―12　エスポワールヨノ307、住民票上の住所さいたま市緑区東浦和２丁目43番地１　エレガントイースト103
債務者　早乙女　唯
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　健一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
大分県臼杵市大字市浜598番地の３
債務者　赤迫　武士
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今朝丸　貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午後４時10分
５　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０３号
名古屋市北区喜惣治２丁目200番地　喜惣治荘９棟201号
債務者　木須　信夫
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部